

「第34回下諏訪町統計グラフコンクール」作品募集!

下諏訪町では、統計に親しんでいただくことと、統計を表現する技術を高めることを目的として町内の小学生以上の方を対象に統計グラフコンクールを実施します。



昨年度第4部金賞受賞
篠遠 早紀さんの作品

- 1 応募資格
 - ・第1部…小学生(1・2年) ・第2部…小学生(3・4年) ・第3部…小学生(5・6年)
 - ・第4部…中学生 ・第5部…高校生以上の生徒・学生、一般
 - ・パソコン統計グラフの部…小学生以上
 - 2 課題(テーマ)

テーマは各部とも自由ですが、小学校4年生以下の児童の応募(パソコンの部を含む)については、児童が自ら観察または調査した結果をグラフにしたものとします。
 - 3 応募方法
 - ①用紙規格 ケント紙 B2版 ②締切日 平成25年8月20日(火)
 - ③提出先 下諏訪町 総務課 情報防災係または各学校 担当の先生
 - 4 表彰・展示

入賞作品には賞状と記念品を、応募者全員に参加賞を贈呈します。作品は総合文化センターに展示します。また、入選作品は長野県コンクールに出品されます。
- お問い合わせ先 下諏訪町 総務課 情報防災係
電話27-1111 (内線262)

子宮頸がん予防ワクチンの接種について

子宮頸がん予防ワクチンの接種は平成25年4月から「定期接種」に位置づけられ、町では対象となる方には個別通知をして接種を行ってきました。しかし、6月の厚生労働省の会議において『副反応の発生頻度等がより明らかになり、適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきでない』とされました。定期接種の中止ではありませんが、町では下記のように対応させて頂いています。

子宮頸がん予防ワクチンについて

- 現在、積極的に接種はお勧めしていません。
- 定期接種の中止ではないので、希望される方は今までどおり無料で接種することができます。
- 接種するにあたっては、子宮頸がん予防ワクチンの有効性と、接種による副反応がおこるリスクについて十分に理解したうえで接種を受けてください。
- 厚生労働省ホームページで、子宮頸がん予防ワクチンに関する情報をご案内しています。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/>

町の胃大腸検診(胃検診・大腸検診)が始まります

9月6日(金)から、町の胃検診・大腸検診が始まります。対象は40歳以上の方です。今年の3月に胃大腸検診の申し込みをした方には、お知らせ通知をお届けします(8月上旬予定)。忘れずに受診しましょう。詳しい日程等は下記までお問い合わせください。

■お問い合わせ先 下諏訪町保健センター 電話27-8384(直通)

下諏訪町在宅介護支援センター介護者教室のお知らせ

8月24日から10回にわたり病院スタッフが中心となり、介護者の方の負担を減らす介護術を楽しく学べる教室を開催します。参加費は無料です。お気軽にご参加ください。

- ・8月24日 お肌の介護!夏の皮ふトラブルとスキンケア
- ・8月31日 夏バテ解消!疲れに優しいバランス介護食レシピ

定員は各講座15人程度です

*以降の講座につきましてはクローズアップしもすわ9月号にてお知らせします。
●会 場 諏訪共立病院デイケア室 ●時 間 午後1時30分~午後3時(毎週土曜日)

■お申込み・お問い合わせ先 下諏訪町在宅介護支援センター(諏訪共立病院内) 電話27-1195

ふるさとまちづくり寄附金を募集しています!

「ふるさとまちづくり寄附金制度(ふるさと納税)」が始まり、約5年半が経過しました。平成24年度は下諏訪町に11件(7名)、合計179万円の「ふるさとまちづくり寄附金」をお寄せいただき、下記の事業で活用させていただくことになりました。

平成24年度 ふるさとまちづくり寄附金 活用内訳

活用分野	事業名	金額	担当課
衛生費	健康づくり推進事業	52万5千円	健康福祉課
農林水産業費	山林維持管理事業	6万5千円	産業振興課
商工費	ものづくり支援センター運営事業	10万円	産業振興課
教育費	小学校教材用備品購入事業	10万円	教育こども課
教育費	しもすわガーデンプロジェクト事業	31万3千円	教育こども課

※差額68万7千円は、25年補正予算又は26年度以降の当初予算で活用させていただきます。

「生まれ育った下諏訪町に恩返しをしたい」「ふるさとの下諏訪町を応援したい」「町内外の住所地を問わず、まちづくりに参加・貢献をしたい」という思いのある方や、夏休み・お盆で帰省されるご家族、ご親族、お知り合いのみなさまにお声がけをいただき、下諏訪町へのふるさと寄附にご協力をお願いいたします。

「ふるさと納税」とは?

ふるさとに貢献・応援をしたいという全国のみなさまからのご厚意を、出身地に限らず、寄附という形でふるさとへ届けようという制度です。寄附金税制の見直しにより、寄附金のうち2千円を超える部分の金額について申告することによって、翌年度の個人住民税などから控除されます。(※控除される額は、寄附金額や所得額などにより異なります。)

お寄せいただいた寄附金は、下諏訪町の貴重な財源として大切に活用させていただきます。

申込み方法等の詳しい内容については、町のホームページやオリジナルポスター、チラシなどでお知らせしています。



「下諏訪町のこれからのまちづくりに、僅かな額でも役立ててもらいたい…」とお考えのみなさん! 貴重なご寄附をお待ちしています!

■お問い合わせ先 下諏訪町 税務課 収納係 電話27-1111(内線126・127)